

旧緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（高齢の母）及び申立人ら（娘、孫2世帯）のうち、①被相続人について、入院中であつたが原発事故直後に病院ごと避難し、避難先で介護施設へ転院したが、同人の症状や南相馬市内の介護施設の逼迫状況のため、平成24年11月に死亡するまで同施設での滞在を余儀なくされたことから避難継続が認められ、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月分から同年11月分につき月額10万円の基本分及び平成23年6月分から平成24年11月分につき要介護状態にあつたことを考慮した月額5万円の増額分の賠償が認められ、②避難の過程において、孫世帯のうち1世帯が別離し、また、その孫世帯の中で夫と妻子が別離するなどしたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額（月額3万円又は一時金）及び家族間交通費の賠償が認められ、③乳幼児の世話をしながらの避難生活であつたことによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年3月分から平成24年8月分につき月額3万円の賠償がそれぞれ認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4、申立人X5、申立人X6（以下「申立人ら」という。）、および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下、「被相続人」という。）が、平成24年11月〇日に死亡し、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X5及び申立人X6が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X5及び申立人X6が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1項の損害項目（下記2項の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 被相続人（亡A）

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 精神的損害（日常生活阻害慰謝料） | 300,000円 |
| ② 精神的損害（要介護等増額） | 900,000円 |
| ③ 小計 | 1,200,000円 |

(2) 申立人X1

精神的損害（家族別離増額）	450,000 円
(3) 申立人 X 2	
精神的損害（家族別離増額）	200,000 円
(4) 申立人 X 4（家族別離増額）	100,000 円
(5) 申立人 X 3（乳幼児の世話）	540,000 円
(6) 申立人ら	
増加費用（家族間交通費）	110,000 円
(7) 計	2,600,000 円

2 損害期間

(1) 1項の(1)について

① 自 平成24年9月1日 至 平成24年11月19日

② 自 平成23年6月13日 至 平成24年11月19日

(2) 1項の(2)について

自 平成23年6月13日 至 平成24年8月末日

(3) 1項の(5)について

自 平成23年3月11日 至 平成24年8月末日

(4) 1項の(6)について

自 平成23年7月22日 至 平成24年5月末日

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2記載の損害項目及び期間についての和解金として、金2,600,000円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2の1項記載の損害項目（同2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年2月8日

(仲介委員 永山 在浩)